

補正情報

2018年12月13日

肢別過去問(権利関係)に誤りがありました。つきましては、下記の通り訂正するとともに、深くお詫び申し上げます。

記

◆ 次の2問について、問題文末尾の下線部を、問題文の冒頭に移動してください。

P92 第2節 相殺 問7の問題文

修正前

7 同年10月10日、BがAの自動車事故によって被害を受け、Aに対して不法行為に基づく損害賠償債権を取得した場合には、Bは売買代金債務と当該損害賠償債権を対当額で相殺することができる。Aは、平成30年10月1日、A所有の甲土地につき、Bとの間で、代金1,000万円、支払期日を同年12月1日とする売買契約を締結した。(18-9③)

修正後

7 Aは、平成30年10月1日、A所有の甲土地につき、Bとの間で、代金1,000万円、支払期日を同年12月1日とする売買契約を締結した。同年10月10日、BがAの自動車事故によって被害を受け、Aに対して不法行為に基づく損害賠償債権を取得した場合には、Bは売買代金債務と当該損害賠償債権を対当額で相殺することができる。(18-9③)

P92 第2節 相殺 問8の問題文

修正前

8 BがAに対し同年9月30日に消滅時効の期限が到来する貸金債権を有していた場合には、Aが当該消滅時効を援用したとしても、Bは売買代金債務と当該貸金債権を対当額で相殺することができる。Aは、平成30年10月1日、A所有の甲土地につき、Bとの間で、代金1,000万円、支払期日を同年12月1日とする売買契約を締結した。(18-9④)

修正後

8 Aは、平成30年10月1日、A所有の甲土地につき、Bとの間で、代金1,000万円、支払期日を同年12月1日とする売買契約を締結した。BがAに対し同年9月30日に消滅時効の期限が到来する貸金債権を有していた場合には、Aが当該消滅時効を援用したとしても、Bは売買代金債務と当該貸金債権を対当額で相殺することができる。(18-9④)

補正情報

2018年12月19日

肢別過去問（権利関係）に誤りがありました。つきましては、下記の通り訂正するとともに、深くお詫び申し上げます。

記

P137 第5節 その他 問9の解説

修正前

- 9 ○ **転借人も造作買取請求権を行使できる。**したがって、転借人Cが貸貸人Bの同意を得て甲建物に造作を付加した場合、賃貸借契約終了時にCはBに対して造作を時価で買取よう請求することができる。

修正後

- 9 ○ **転借人も造作買取請求権を行使できる。**したがって、転借人Cが貸貸人Aの同意を得て甲建物に造作を付加した場合、賃貸借契約終了時にCはAに対して造作を時価で買取よう請求することができる。

タキザワ宅建予備校
講師 瀧澤 宏之